令和6年1月1日

岡崎市漁業協同組合内共第18号第５種共同漁業権**遊漁規則**

（目的）

第１条　この規則は、岡崎市漁業協同組合（以下「組合」という。)の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者する当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、おいかわ（しらはえ）及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2　前項の規定による申請は、竿釣（友釣、餌釣、毛ばり釣、ルアー釣及び流しガリ）による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3　組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繋殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4　遊漁者は、直ちに、第7条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条　この漁場の区域内においては、竿釣、投網、施刺網（地方名勝「ちんから」をいう。）及びたも網以外の方法で遊漁をしてはならない。

2　次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規　　模
施　刺　網	網の全長36ｍ以下を2張以下、網目の大きさ1㎝以上
投　　網	網丈4ｍ以下、網目の大きさ1㎝以上
た　も　網	網口径25cm以下、網目の大きさ1㎝以上

3　次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

一　水中に電流を通じてする漁法

二　びんつけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類する物による場合を含む。）

三　動力を利用する瀬干漁法

四　火光を利用して行う漁法

五　水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの。）

第4条　（遊漁期間）

次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法によりウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間内で行わなはれなければならない。

ア　魚種	イ　漁具、漁法	ウ　区域	エ　期　　間
あゆ	竿釣 （友釣、ルアー釣）	全区域	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	たも網、　施刺網 及び投網		8月15日から12月31日まで。ただし、美保橋下流下流端から鉢地川合流点より下流50mまでの区域及び丸山堰堤の上流端から下流300mまでの区域は10月16日から12月31日までとする
おいかわ こ　い ふ　な 及びうなぎ （以下「雑魚」という。）	竿　　釣	全区域	1月１日から12月31日まで
	たも網 施刺網 及び投網		8月15日から翌年2月末日（おいかわは11月30日）まで。ただし、美保橋下流端から鉢地川合流点より下流50mまでの区域及び丸山堰堤の上流端から下流300mまでの区域は10月16日から翌年2月末日（おいかわは11月30日）までとする。

2　前項の公表は、組合事務所及び組合が指定する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合が指定するオンラインシステムにて公表するものとする。

（禁止区域）

第５条　前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中、遊漁をしてはならない。

区　　域	期　　間
乙川筋のうち岡崎市大平町字下市町98番の仁田堰堤の上流端から下流300mまでの区域	9月１日から 11月30日まで
乙川筋のうち右岸岡崎市八丁南町・左岸岡崎市天白町の乙川頭首口より上流150m、下流80mの区間	1月１日から 12月31日まで

（全長の制限）

第６条　　次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下の物を採捕してはならない。ただし、あゆについては、8月15日以降はこの限りではない。

魚　　種	全　　長
あゆ	１０㎝
こい	２０ｃｍ
ふな	６ｃｍ
うなぎ	２０ｃｍ

（遊漁料の額及び納付方法）

第７条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が小学生以
のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の１に相当する額とし、雑魚の遊漁料は無料とする。事項のただし書きに規定する方法により納付するときは、あゆについては、４００円、雑魚については、１５０円を加算した額とする。

一　竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	１日　2,000円 1年　10,000円
雑魚	竿釣	１日　300円 １日　2,000円

二　その他の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料	
あゆ	施刺網　たも網　投網	１日	4,000円
雑魚	施刺網　たも網　投網	１日	1,000円

2　遊漁料は組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

3　前項に規定する遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所に「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行された物を含む。）を遊漁者に交付するものとする。

⑴　承認を受けた者の氏名、住所

⑵　承認期間

⑶　魚種

⑷　漁具・漁法

⑸　遊漁区域
⑹　遊漁料の額
⑺　注意事項
⑻　その他参考となるべき事項
⑼　発行者名

2　遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁業監視員において行うものとする。
3　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第９条　（遊漁に際し守るべき事項）
遊漁者は、遊漁をする場合には、　遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
2　　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
4　遊漁者は、川底を隔板してはならない。
5　遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基ずく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）
第10条　　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の尊守に関して必要な指示を行なうことができる。
2　　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。
⑴　氏名
⑵　有効期間
⑶　注意事項
⑷　その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
⑸　発行者名

（違反者に対する措置）
第11条　　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則　　この規則は、令和６年1月１日又は、愛知県知事が認可した日のいずれか遅い日から施行する。